

## 6 不良な生活環境の解消

### 【目的】

市では、ごみ等を溜め込んで処理できなくなっている、いわゆる「ごみ屋敷」等について、これまで地域と行政の連携による、「見守り型（廃棄物の撤去支援等）」での支援で対応をしてきました。

見守り型の支援は、原因者が支援を拒否する可能性があることや、解消までに長期間を要することなどから、支援をより実効性・継続性のあるものとするため、これまで培ってきた地域と行政の連携を活かしつつ、不良な生活環境の解消に向けた支援策及び措置を明確にし、これらを総合的に推進するための条例を制定し、平成 28 年 4 月から施行しました。

この条例を積極的に活用し、原因者が地域で孤立しないよう、地域と行政が連携しながら、支援を進めています。

### 【対応状況】

- ・ 条例施行以降、485 件のうち、86%（418 件）が解消しました。
- ・ 解消後、関係機関による福祉支援・見守りを継続し、再発防止に努めている案件が 32 件あります。
- ・ 対応中の 67 件は、悪化させないため、又は、改善させるために、福祉的な支援や声掛けなど関係機関で連携して対応しています。
- ・ 令和 4 年度は、121 件対応し（うち新規案件は 41 件）、54 件解決しました。

表 7-6 不良な生活環境対応状況

	条例施行前(～平成 27 年度)			平成 28 年度～令和 3 年度			令和 4 年度			
	件数	対応中	解決	件数	対応中	解決	件数	対応中	解決	
相談件数	23	8	15(O)	421	39	382(33)	41	20	21	
内訳	物の堆積等	23	8	15(O)	98	19	79(6)	5	0	5
	多頭飼育	2	1	1(O)	9	3	6(1)	1	0	1
	樹木の繁茂	2	1	1(O)	194	11	183(21)	22	10	12
	雑草の繁茂	0	0	0(O)	140	11	129(14)	14	9	5
	その他	0	0	0(O)	71	6	65(5)	1	1	0
	合計									
	件数	対応中	解決							
相談件数	485	67	418							
内訳	物の堆積等	126	27	99						
	多頭飼育	12	4	8						
	樹木の繁茂	218	22	196						
	雑草の繁茂	154	20	134						
	その他	72	7	65						

※（ ）内は、令和 4 年度中に解決した内数

※複数事由の相談があるため、内訳の合計は相談件数と合わない場合があります。